

交通安全情報

熊本県警察

交通企画課
令和3年12月発行

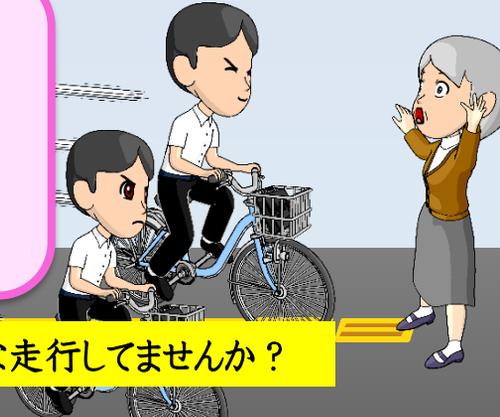


● 県内の交通事故発生状況（令和3年11月末）

※ 前年同期比の数値を（ ）内に記載しています。

	発生件数	死者数	負傷者数
熊本県内の交通事故発生状況	2,849件(+4件)	35人(-7人)	3,507人(-87人)
上記のうち、 自転車に関係した交通事故	429件(+39件)	5人(±0人)	430人(+37人)
「中学生」が乗車する自転車 に関係した交通事故	36件(+2件)	0人(±0人)	37人(+1人)
「高校生」が乗車する自転車 に関係した交通事故	96件(+17件)	0人(±0人)	98人(+16人)

歩道を通行するときは、
車道寄りの部分を**すぐに停止**
できるような速度で通行！



危険又は迷惑な走行してませんか？

(歩道)

もし歩行者とぶつかったら・・・

想像してみましょう“加害者”となった自分“を

(車道)

普通自転車は次のときに歩道を通行できる。

※普通自転車の基準

車体の長さ190cm以内、幅60cm以内など

- ① 道路標識等により歩道を通行できるとされているとき
- ② 運転者が13歳未満、70歳以上の者、車道通行に支障がある身体障がい者のとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、歩道通行がやむを得ないとき



☆原則、自転車は**車道の左側端**を通行！